

子育て・家庭教育の悩み、 相談してみませんか？

子どもの性格や行動のこと、しつけや子育てのことなど、だれもが子育て中に、不安や悩みを感じます。市では、あなたの困っていることをしっかりと聞いて、家庭教育の機会を紹介したり、相談機関につなげたりすることができます。そして、家庭教育の充実に向けて、あなたの子育てをサポートします。

まずはお気軽に、下の相談用フォーム、または電話で、教育委員会生涯学習課へご連絡ください。あなたの悩みに、専門のスタッフが対応します。

希望があれば、電話での相談の他に、面談をして、ゆっくりとお話を聞くこともできます。

ぜひ、気軽に相談してください。

子育てについて相談したいけど、だれに相談したらいいのかわかりません



どのように子どもをしかけばいいのか、自信がないです



家ではわがまままで言うことを聞かない。学校で生活できるかが心配です



【問い合わせ先】

土浦市教育委員会 生涯学習課

〒300-0036 土浦市大和町9番2号

電話 029-826-1111(内線5163)

※電話相談 月～金曜日 8時30分～17時15分

メール syougaigakusyuu@city.tsuchiura.lg.jp



【相談用フォーム】

<https://logoform.jp/f/7ZBrH>

～小学校に入る準備について～

- ・小学校で開かれる入学者説明会（1、2月）に必ず参加しましょう。
- ・小学校に入る準備でわからないときは・・・

①まずは、入学する予定の小学校に相談しましょう

②教育委員会 学務課に聞きましょう 電話 029-826-1111（内線5107）



～相談窓口のご紹介～

■ こども家庭センター

子育て支援に関する情報提供や、18歳未満のお子さんの相談について、保健師、助産師、子育て支援コンシェルジュ、社会福祉士、家庭児童相談員などの専門スタッフが応じます。

場所 土浦市役所本庁舎1階

こども包括支援課内

日時 月～金曜日 8:30～17:15
(土・日、祝日、年末年始は休み)

電話 029-826-3381
(相談専用ダイヤル)

■ 早期療育相談

ことばの遅れ、集団活動に参加しづらいなどの、言葉・発達・行動面について、療育相談員や心理職員などのスタッフに相談できます。電話のほかに、面談でも相談できます。面談を希望する時は、予約してください。

場所 下高津二丁目7-27

保健センター3階

日時 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日、祝日、年末年始は休み)

電話 029-822-3411
(相談専用ダイヤル)

～各種手当のご案内～

① 児童手当

高校生年代までの児童を養育している方へ支給される手当（お金）です。年6回、偶数月に支給されます。所得による制限はありません。

② 児童扶養手当

母子・父子家庭や、父母に重い障害のある家庭、父母に代わって養育している方へ支給される手当です。所得等によって制限があります。

③ 特別児童扶養手当

中程度以上の心身障害のある児童を養育している方に支給される手当です。所得等によって制限があります。

④ 遺児手当

父母またはその一方が死亡した義務教育終了前の児童を養育している方へ支給される手当です。この手当は土浦市独自の制度です。

⑤ 就学援助制度

経済的にお困りになっているご家庭に対して、小・中学校での学習に必要な学用品の購入費などの一部を援助します。所得によって制限があります。

①～④ こども政策課 電話 029-826-1111（内線2304）
⑤ 学務課 電話 029-826-1111（内線5107）